

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	65 件
国民年金関係	54 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	95 件
国民年金関係	75 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人の平成12年7月、同年8月及び13年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年6月から11年2月まで
② 平成12年4月から同年8月まで
③ 平成13年4月から同年6月まで

私は、平成14年に社会保険事務所から送られた申立期間の国民年金保険料が未納である旨の通知を受け取った後に、定期預金を解約して、金融機関で保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、平成12年7月、同年8月及び申立期間③の期間については、申立人が所持する金融機関の預金通帳から14年8月に定期預金の解約が行われていることが確認でき、この時点で、当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である上、申立人が納付したとする保険料額は当該期間の保険料の合計額とおおむね一致している。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち、平成12年4月から6月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が納付したとする金額は当該期間の保険料を納付した場合の額とは異なる上、申立人が定期預金の解約を行っている14年8月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成12年7月、同年8月及び13年4月から6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から40年3月までの期間及び45年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年10月から40年3月まで
② 昭和45年3月

私の国民年金は、母が加入手続をしてくれたと聞いている。

申立期間①については、私が結婚するまで、母が年金手帳を管理して国民年金保険料を納付してくれていた。結婚した際に、母から、「20歳の時から保険料を納めてあるから。」と言われて、手帳を渡されたと記憶している。また、申立期間②については、私が、夫婦二人分の保険料を一緒に金融機関等で納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、夫が厚生年金保険加入期間中も国民年金に任意加入し、60歳に至るまで、申立期間を除いて、国民年金保険料をおおむね納付している。

申立期間①は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付手続きをしていたとする母親及び父親は、昭和38年4月以降、当該期間を含めて、自身の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②は、1か月と短期間であり、また、申立人が所持する国民年金手帳によって確認できる昭和42年度から45年度の保険料の納付日は、夫婦同一であることが確認できる上、申立人は、当該期間における、夫の保険料の領収証書を所持しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から42年3月まで

私の国民年金保険料は、婚姻前までは両親が、婚姻後は夫が納付してくれていた。また、申立期間当時は、夫の都合により、実際に居住していた区とは別の市に住民登録をしていたが、申立期間の国民年金保険料は、夫が納付してくれていなかったはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和41年1月から42年3月までの期間については、申立人が所持する国民年金手帳によると、昭和43年3月23日に、当時、住民登録をしていた市において、43年度分を前納で、42年度分を現年度納付で、それぞれ国民年金保険料を納付していることが確認できる上、この時点で、当該期間は、保険料の過年度納付が可能な期間である。また、申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで、保険料をすべて納付しており、昭和62年4月以降は、基本的に保険料を前納しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和40年10月から同年12月までの期間については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付手続に直接関与しておらず、夫も既に亡くなっているため、当該期間の保険料の納付状況等が不明確であり、また、上記昭和42年度及び43年度分の保険料を納付した43年3月23日の時点で、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 2677

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から59年3月まで

私の国民年金は、母が加入手続をしてくれた。

申立期間の国民年金保険料は、私が、母に保険料を渡して、母が、自宅近くの金融機関で納付してくれていた。母から、「まとめて前の分の保険料も納めた。」と聞いた記憶がある。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っている。

また、申立人の国民年金の加入手続及び納付手続をしていたとする母親は、昭和50年10月以降、申立期間を含めて、自身の保険料を付加保険料を含め納付しているとともに、加入手続及び保険料の納付場所等の納付手続について具体的に記憶している上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和60年2月ごろの時点で、申立期間の保険料は過年度納付が可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から52年3月まで
② 昭和63年6月

私は、海外から帰国後に国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料を区役所で納付した。また、その後は保険料をすべて納付している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、当該期間は1か月と短期間である。また、当該期間の前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、当該期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付時期、納付金額等の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、当該期間の保険料を区役所で納付したと説明するが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年1月時点では、当該期間は過年度納付となり、申立人が当時居住していた区の区役所では、過年度分の保険料を収納していなかったなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から52年3月まで
私は、夫と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料はすべて納付している上、申立期間前後の期間は保険料を納付済みであり、申立期間は6か月と短期間である。また、保険料を一緒に納付したとする夫は申立期間の保険料は納付済みであること、申立人が所持する家計簿の昭和51年12月18日の欄に「国民年金3・4期 16,800」と記載されており、当該金額は申立期間の夫婦二人分の保険料額と一致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで
私は、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行った。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含め、留学先から帰国した平成11年2月から13年3月まで国内の大学に在籍し、国民年金保険料の免除を受けていたと説明しており、申立期間直前の11年2月及び同年3月は申請免除を受け、申立期間直後の学生特例納付制度が設けられた12年4月から13年2月までの期間は、同制度により保険料の納付を猶予されていたことが確認できるなど、申立期間についても免除申請を行い、当該申請は承認されていたと考えることが自然である。また、申立期間の免除申請をしたとする11年4月時点では、申立人が居住していた市では申立期間の免除申請を受け付けているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの期間及び57年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年3月まで
② 昭和57年4月から同年6月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を市役所又は金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている上、申立人が保険料を納付していたとする市役所及び金融機関は、申立期間当時開設されていたこと、申立期間は合計6か月と短期間であり、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を夫婦で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、昭和40年4月以降の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、保険料を納付したとする金融機関は当時開設され保険料の収納を取り扱っていたこと、納付したとする金額は申立期間の保険料額と一致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年7月から61年3月まで

私は37歳の頃、市役所職員から勧められて国民年金に加入し、先に昭和59年4月から同年6月分の国民年金保険料を、その後、申立期間の保険料を信用金庫で納付書によりさかのぼって納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和61年7月ごろに払い出されており、当該時点で申立期間の国民年金保険料の過年度納付は可能であり、申立人が同月に申立期間直前の3か月分の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は申立期間に係る納付書を受け取っていたものと考えられる。

また、申立人は、納付書により近くの信用金庫で納付したこと、及び申立期間直後の未納期間については、資金的に苦しくそれまでの納付で精一杯であったことを明確に記憶しているほか、申立人は、保険料を納付したときは、事後に納付期間と納付額を国民年金手帳にメモ書きしており、申立期間の納付額を含め、納付済みと記載されている額は、それぞれの納付期間の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年6月まで及び昭和54年9月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和53年4月から同年6月まで
②昭和54年9月から55年6月まで

私たち夫婦は、国民年金の加入手続をしてからは、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。オイルショックの影響で家計が厳しいときは夫婦ともに免除をしてもらい、免除期間が終わって1年後くらいに免除期間の保険料を追納したはずである。申立期間の保険料が未納又は免除のままになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間直前の昭和52年1月から53年3月までを過年度納付していること、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年9月からみて、当該期間の保険料の納付は可能であること、妻の当該期間の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、妻は、区の広報で免除制度や追納制度について知り、免除期間が満了した1年後くらいに出張所2階の特設の場所で追納したと説明しており、同時期に妻が説明したとおりの場所でA国民年金部の専門官が年金相談及び出張徴収をしていたことが区の広報で確認できる上、免除期間後は申立人の仕事も順調になったと説明しており、妻も会社勤務を開始していることから、申立人夫婦の経済状況は良好になったと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から同年9月まで、昭和54年1月から同年3月まで及び同年4月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和53年7月から同年9月まで
②昭和54年1月から同年3月まで
③昭和54年4月から55年6月まで

私たち夫婦は、国民年金の加入手続をしてからは、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。オイルショックの影響で家計が厳しいときは夫婦ともに免除をしてもらい、免除期間が終わって1年後くらいに免除期間の保険料を追納したはずである。申立期間の保険料が未納又は免除のままになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、当該期間①の前後及び当該期間②の前の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間①②はそれぞれ3か月と短期間である上、夫の当該期間の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間③については、申立人は、区の広報で免除制度や追納制度について知り、免除期間が満了した1年後くらいに出張所2階の特設の場所で追納したと説明しており、同時期に申立人が説明したとおりの場所でA国民年金部の専門官が年金相談及び出張徴収をしていたことが区の広報で確認できる上、免除期間後、夫の仕事も順調になったと説明しており、申立人も会社勤務を開始していることから、申立人夫婦の経済状況は良好になったと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から同年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料については、夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間につき、私の保険料だけが未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間は11か月と短期間の1回のみである。また、申立人は昭和63年7月に日本国に帰化しているが、国民年金の被保険者の資格要件から国籍要件が撤廃された昭和57年1月から国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できることに加え、申立期間後、厚生年金保険と国民年金の切替え手続も適切に行っている。さらに、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫の保険料は、申立期間を含めてすべて納付されていることなどから、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年12月

私は、大学を卒業後、平成5年4月に就職し、会社で国民年金に20歳から加入し、国民年金保険料を納付する義務があること、保険料の免除制度があることを教えられ、区役所で手続をした。その際、免除は4年度分のみ可能と言われたので、3年度分は分割の納付書を作成してもらい、郵便局で毎月保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の厚生年金から国民年金への切替手続を適切に行っており、国民年金保険料をおおむね納付している。また、申立人の区役所での免除申請及び過年度納付の申出の状況の説明は具体的である上、申立期間の保険料は分割して過年度納付することが可能であり、申立人が毎月納付したとする金額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人が毎月保険料を納付していたと説明する郵便局は、申立人が申立期間当時勤務していた会社の近くに所在しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から49年6月まで

私は、昭和47年7月に区役所で2年分の国民年金保険料の前納が可能かどうかを尋ね、可能との返答を得て2年分の保険料を納付したことを記憶しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、記録上海外在住により適用除外とされている期間を除き、国民年金保険料をおおむね納付している。また、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間は、記録上任意加入期間である上、申立人は、保険料の前納について区役所で尋ねた際、窓口職員が上司の判断を仰いで回答したこと、前納が可能との回答を得てその場で納付したことなど、区役所職員とのやりとりについて具体的に記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、夫が、郵便局の窓口で夫の分と一緒に納付してくれていた。その期間の夫の保険料は納付済みになっている。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された後は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間で1回のみである。

また、申立人及びその夫は、国民年金被保険者名簿により納付日が確認できるほぼすべての期間について、保険料は過年度納付を含め夫婦同一日に納付されており、申立人の保険料を納付したとする夫の申立期間の自身の保険料は、過年度納付により納付済みとなっていることが確認できる上、納付したとする金額は申立期間の夫婦二人分の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から40年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を区役所で納付していた。昭和40年夏ごろから病気で1年半ぐらいの間、保険料を納付できない期間があったが、それ以外の期間は納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いて、国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は12か月と短期間で1回のみである。

また、保険料の納付方法、納付場所等についての申立人の記憶は具体的である上、納付したとする保険料額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和44年3月から47年3月まで
②昭和48年4月から51年9月まで

私は、昭和49年ごろ、役所の人が私の営業する店舗に来て、「今なら、さかのぼって国民年金保険料を納付できるので、納付して下さい」と言われ、保険料を納付することにした。保険料は2回目に職員が訪れた時に直接集金されたと思う。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が国民年金保険料を納付したとしている昭和49年ごろは、第2回特例納付の実施期間中であり、申立人は強制加入被保険者であったことから、特例納付により保険料を納付することが可能であった。また、申立人が納付したとする金額は、当該期間の保険料を特例納付した場合の金額とおおむね一致しており、申立期間後は申立人及び申立人の配偶者ともに保険料をほぼ完納している上、2回目に申立人の店舗を訪れた職員に保険料を納付したことを具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付方法、納付場所、納付時期及び納付金額等の記憶が曖昧であることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年3月まで

私は、国民年金の加入勧奨に來た市職員から年金の大切さを諭され、その場で夫婦で国民年金に加入することを決めた。その時期は、特例納付の実施期間であり、夫婦共に4、5年分の国民年金保険料をさかのぼって納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとする時期は、第2回特例納付が実施されていた期間であり、申立人の夫は、申立期間の自身の保険料を特例納付及び過年度納付しており、申立人が夫と同様に申立期間の保険料を納付することは可能であった。

また、申立人は、申立期間後の保険料をすべて納付しており、昭和51年4月から60歳に至る平成11年9月まで、第3号被保険者期間を除き付加保険料を納付している。さらに、申立人と年金手帳の記号番号が連番で払い出され、申立人が自身の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は、昭和44年4月から60歳に至る平成7年3月まで、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、申立人及びその夫は、納付日の確認できる昭和49年4月から54年3月までの期間の保険料を、すべて同一日に納付していることが確認できるなど、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私は、国民年金に加入してから 60 歳になるまで国民年金保険料はすべて納付してきた。途中の 3 か月のみ保険料を払わないことは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 4 月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 3 か月と短期間である上、43 年 4 月から 54 年 3 月までの保険料は、申立期間を除きすべて納付期限内に納付している。

また、申立人は、納付書により保険料を納付していたのは、自身の取引金融機関及び市役所内の金融機関窓口と説明しており、当該金融機関は昭和 41 年 5 月から、市役所内の金融機関窓口は 39 年 4 月から開設されていることが確認できる上、申立人の居住する市では、46 年 4 月から納付書による保険料の徴収が開始されているなど、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年5月まで

私は、申立期間当時、工務店を営んでおり、その収入を元手に元妻が近くの市役所で私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付した。夫婦二人分の保険料を支払ったと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和38年4月から40年3月までの期間については、申立人の国民年金保険料と一緒に納付したとする元妻は、当該期間の自身の保険料をすべて納付しており、また、41年10月から51年3月までの期間のうち、申立人及び元妻の保険料の納付日が確認できる期間は、申立人及び元妻は同時期に保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの期間、40年4月及び同年5月については、申立人の元妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、元妻は自身の40年4月及び同年5月の保険料が未納であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から6年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から6年9月まで

私は、申立期間当時、住民票を実家に残したまま海外留学をしていたため、実家に国民年金保険料の納付書が届き、母親が保険料を納付していたと聞かされている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている。また、母親が申立人と同様に保険料を納付していたとされる申立人の妹は、申立期間を含め保険料をすべて納付していることが確認できる上、母親は、申立人名義の生命保険を解約して申立人の申立期間の保険料を工面し、郵便局から2回に分けて納付したと具体的に説明している。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したとする郵便局は、申立期間直前に開設されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から54年8月まで
② 昭和55年1月から同年3月まで

私は、昭和54年9月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していた。また、55年6月に、納付できるすべての期間の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は国民年金に任意加入した直後である上、当該期間は3か月と短期間で、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるなど、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとすることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が国民年金に任意加入したのは昭和54年9月であり、当該期間は制度上、保険料を特例納付することが出来ない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年12月まで
私は、昭和46年4月から夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。
私の申立期間の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、保険料の納付方法や納付場所に関する記憶が具体的であり、その内容は当時の状況と一致している上、申立人の国民年金手帳の記号番号と連番で払い出されている申立人の夫は、申立期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、父が納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付していた父親は、国民年金に高齢任意加入しており、当時、申立人と同居していた申立人の母親及び兄も、保険料をすべて納付しているなど、申立人の家族の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳は、昭和38年3月に払い出されており、20歳となった36年9月から37年3月までの7か月間の保険料が、38年7月1日に過年度納付されており、過年度納付を行いながら、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 2724

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から44年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、夫の保険料と併せて婦人会の集金人に納付したはずである。私の申立期間の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の夫も、申立期間の自身の保険料が納付済みとなっているなど、申立期間の保険料のみが未納となっているのは不自然であり、申立期間当時に保険料の納付を行うことが困難な状態にあったとされる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和44年4月から46年3月まで
②昭和48年4月から54年3月まで

私は、昭和44年4月に国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②については、申立人は、申立期間後の厚生年金保険から国民年金への切替を適切に行い、申立期間後は国民年金保険料をすべて納付済みであること、納付したとする金額及び保険料額の改定状況は、当時の保険料額とおおむね一致すること、所持していたとする国民年金手帳の形式は、当該期間に交付されていたものと合致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人が納付書で納付したとする方法は、申立人が居住する区では、45年4月に採用されており、45年3月までは納付書で納付できなかったこと、所持していたとする手帳の形式は、当該期間に交付されていたものと異なるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された57年10月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から51年3月まで
私の母は、自身の国民年金保険料と一緒に申立期間の私の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの期間については、申立人は、当該期間後から国民年金保険料をすべて納付しており、また、保険料を納付したとする母親は、申立期間の自身の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さはない。

しかしながら、申立期間のうち、申立人が20歳になった昭和48年7月から申立人が大学を卒業したとする50年3月までの期間については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及び申立人の母親は、国民年金手帳を受け取った時期等を憶えておらず、申立人の母親が当該期間当初に行ったとする加入手続の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された52年3月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年5月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から同年12月まで
② 昭和62年5月から63年3月まで

私は、申立期間当時、父親から社会保険料等の納付に必要な分を仕送りしてもらっていて、郵便局の窓口で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②については、当該期間後、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っており、国民年金保険料をすべて納付している上、納付したとする保険料の金額は当該期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはない。

しかしながら、申立期間のうち、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料の納付場所の記憶が曖昧であること、当該期間当時は父親からの仕送りを受けて保険料を納付したと説明しているが、当該期間直前の昭和59年度は申請免除を受けて保険料を納付していないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年5月から63年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から3年3月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を母が間違いなく納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の父親が所持している平成2年及び3年の申立人の父親の源泉徴収票に記載された社会保険料の金額は、申立人の父親の社会保険料の推計額と申立人の保険料額を合計した額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和46年4月から同年6月まで
②昭和50年4月から52年6月まで

私が飲食店に勤務していたときには、私の雇用主が申立期間①を含めて私の国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②の保険料は、妻が夫婦2人分を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を住所地とは別の勤務先の飲食店が所在する区で納付しており、当該期間は3か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さはない。

しかしながら、申立期間のうち、申立期間②については、申立人の雇用主及び妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとする妻は、納付した保険料額を憶えていない上、申立人は、49年に保険料を納付してもらっていた雇用主から独立して、居住していた区で飲食店を開業したと説明しており、居住していた区では50年に申立人の所在が不明となり、54年8月に所在が判明したと記録されているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から45年6月まで
申立期間の国民年金保険料は、妻が、夫婦二人分を区の集金人に納付した。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年4月から同年6月までの期間については、申立人は当該期間直後から60歳になるまで国民年金保険料を納付しており、保険料を集金人に納付したとする方法は、申立人が居住していた区の納付方式と合致している上、一緒に納付していたとする申立人の妻も当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和44年10月から45年3月までの期間については、申立人の妻が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及び妻は納付方法、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人の妻も当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から53年3月まで

私は、昭和51年12月に結婚し、その翌月の52年1月から、夫の分と一緒に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付書により納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間については、申立人は、当該期間後国民年金保険料をすべて納付しており、申立人が自身の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫の保険料は納付済みとなっていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和52年1月から同年12月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が自身の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫も未納となっているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年12月まで
私は、国民年金制度発足と同時に国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、また、隣に居住していたとする義姉は、申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されており、申立期間の保険料が納付済みとなっている上、申立人が国民年金手帳に検認印を押してもらったとする納付方法は、申立人が居住する区の納付方法と合致すること、納付したとする金額は当時の保険料額と一致することなど、申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を区の出張所で郵送された納付書により納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替を適切に行っている上、申立期間は 3 か月と短期間である。また、申立人は、納付書と一緒に送付された案内書に従い、申立期間前後の保険料を納付した区の出張所とは別の場所にある区の出張所で申立期間の保険料を納付したことを憶えているなど、納付状況に関する記憶が具体的であり、納付したとする区の出張所には過年度保険料の収納を取扱う金融機関が開設されているなど、申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 2741

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間及び50年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和50年1月から同年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間①は3か月、②は12か月であり、それぞれの前後の期間は納付済みとなっている上、納付したとする金融機関は当時開設されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から同年10月まで
② 昭和56年3月

私は、昭和53年に会社を辞めて実家に帰った時に、父親が市役所で私の国民年金の加入手続をしてくれ、私の国民年金保険料を納付してくれたはずである。また、結婚前に会社を辞めた時には、自分で保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、1か月と短期間であり、申立人は、当該期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている上、申立期間当時、申立人が保険料を納付したとする市役所内には金融機関が開設されており、保険料を納付することが可能であったことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、父親は既に死亡しているため、当時の加入手続、保険料の納付状況等が不明確であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月
② 昭和45年5月から50年3月まで
③ 昭和52年4月から53年3月まで

申立期間①については、私が国民年金保険料を納付し、申立期間②及び③については、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。特に、申立期間③については、妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付されている上、当該期間は印紙検認により、保険料を3か月ごとにまとめて納付する時期であったことから、1か月分の保険料が未納となっているのは不自然である。また、申立期間③については、一緒に保険料を納付していたとする妻の申立期間の保険料は納付済みとなっている。さらに、申立期間①及び③は、それぞれ1か月及び12か月と短期間であり、当該期間前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の2度目の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年4月時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付できない期間である上、保険料を納付したとする妻は、当該期間の保険料額及び申立人の保険料をさかのぼって納付した記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことがわける周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和45年4月から同年6月まで

私たち夫婦は、申立期間①については、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に印紙で納付した。また、申立期間②については、金融機関で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、当該期間は3か月と短期間である。また、申立人夫婦が保険料を納付書により納付したとする方法は、申立人夫婦が居住していた区の保険料の納付方法と合致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦の保険料を納付したとする申立人の妻は、保険料の納付時期等の納付状況に関する記憶が不明確であり、申立人夫婦の国民年金手帳が払い出された昭和38年2月時点では、当該期間のうち昭和36年度の保険料を印紙で納付することはできないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和45年4月から同年6月まで

私たち夫婦は、申立期間①については、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に印紙で納付した。また、申立期間②については、金融機関で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、当該期間は3か月と短期間である。また、申立人夫婦が保険料を納付書により納付したとする方法は、申立人夫婦が居住していた区の保険料の納付方法と合致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦の保険料を納付したとする申立人は、保険料の納付時期等の納付状況に関する記憶が不明確であり、申立人夫婦の国民年金手帳が払い出された昭和38年2月時点では、当該期間のうち昭和36年度の保険料を印紙で納付することはできないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和49年3月
②昭和49年10月及び同年11月

私は、年金の必要性を両親から聞いており、国民年金保険料を欠かさず納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、当該期間後の保険料をすべて納付しており、当該期間の保険料についても、納付書を受け取っていたと考えられることから、申立人の当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿・確定申告書等）が無く、また、申立人の国民年金手帳の記号番号が昭和49年9月に払い出されていることから、当該期間は過年度納付となるが、申立人は過年度納付に関する記憶が曖昧である上、所轄の社会保険事務所では、当該期間当時、被保険者からの申出がなければ過年度納付書を送付していなかったと説明しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月及び同年11月の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年2月及び同年3月並びに40年8月から41年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年12月まで
私は、自営の店に来た女性に勧められて、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めていた。また、昭和40年8月に住所変更した後は、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年2月及び同年3月については、申立人は、加入勧奨を受けて国民年金の加入手続をしたこと、その際に国民年金保険料を納付したことを具体的に記憶している上、申立人が当該期間当時居住していた地域には、国民年金の加入勧奨を行う嘱託員が存在していたことが確認でき、また、申立人が納めたとする金額は当該期間当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間のうち、40年8月から41年12月までの期間についても、申立人の妻は、40年8月の国民年金の住所変更手続の状況を具体的に説明している上、申立期間後は複数回の転居の都度、適切に住所変更手続を行い、60歳までの夫婦二人分の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和38年4月から39年1月までの期間及び39年4月から40年7月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が国民年金の加入手続をしたとする時期は、申立人の妻が妊娠中の39年2月ごろであり、妻は加入手続時に保険料をさかのぼって納付したことはないと思うと説明していること、申立人が第2回目以降の保険料を納付したとする市本庁舎では当時保険料納付事務を取り扱っていなかったことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず

ない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年2月及び同年3月並びに40年8月から41年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年2月及び同年3月並びに40年8月から41年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年12月まで
私の夫は、自営の店に来た女性に勧められて、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めていた。また、私は、昭和40年8月に住所変更した後は、夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年2月及び同年3月については、申立人の夫は、加入勧奨を受けて国民年金の加入手続をしたこと、その際に初回の国民年金保険料を納付したことを具体的に記憶している上、申立人が当該期間当時居住していた地域には、国民年金の加入勧奨を行う嘱託員が存在していたことが確認でき、また、夫が納めたとする金額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間のうち、40年8月から41年12月までの期間についても、申立人は、40年8月の国民年金の住所変更手続の状況を具体的に説明しており、申立期間後は複数回の転居の都度、適切に住所変更手続を行い、60歳までの夫婦二人分の国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和38年4月から39年1月までの期間及び39年4月から40年7月までの期間については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、夫が国民年金の加入手続をしたとする時期は、申立人が妊娠中の39年2月ごろであり、申立人は加入手続時に保険料をさかのぼって納付したことはないと思うと説明していること、夫が第2回目以降の保険料を納付したとする市本庁舎では当時保険料収納事務を取り扱っていなかったことなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず

ない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年2月及び同年3月並びに40年8月から41年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から45年3月までの期間、45年7月から同年9月までの期間及び48年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和43年1月から45年3月まで
②昭和45年7月から同年9月まで
③昭和48年4月から同年12月まで

私は、常に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料は、夫は納付済みで私が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の夫は、当該期間の国民年金保険料を過年度納付していること、夫婦共に、第二回特例納付で夫は昭和36年4月から37年10月までの期間、申立人自身は昭和36年11月から38年11月までの期間の保険料を納付していることが確認できることなど、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人自身の当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間②及び③については、3か月及び9か月といずれも短期間であり、夫は当該期間の保険料を納付していることが確認できることから、申立人自身の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から50年3月
私の妻は、子供が小学校1、2年生のころ、未納となっていた夫婦二人分の国民年金保険料を一括で納付したと何度も言っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしたとする申立人の妻は、申立期間後は国民年金加入期間の夫婦二人分の保険料をすべて納付している。また、申立期間は記録上強制加入期間となっており、特例納付することが可能である上、申立人が、妻から夫婦二人分の国民年金保険料を一括で納付したと聞いたとする時期は、第3回特例納付実施期間中である。

さらに、申立人の妻が通常さかのぼって納付できる2年間を超えて数十万円の保険料を納付したことを聞いたとする申立人の説明は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年9月
私は、申立期間当時、国民年金保険料を金融機関の窓口で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への4回の切替手続をいずれも適切に行っている。

また、申立期間は1か月と短期間であり、申立期間前後の期間の保険料は納付済みで、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の夫の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から同年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を確かに納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料を納付している上、厚生年金保険から国民年金への2回の切替手続をいずれも適切に行っている。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間前後の期間の保険料は納付済みで、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の夫の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から44年3月までの期間及び48年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から44年3月まで
② 昭和48年7月から49年3月まで

私の母親は、申立期間当時、私の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年3月時点では、保険料を現年度及び過年度納付することが可能な期間であり、申立期間②については、9か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付されている。

さらに、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人と同居していた申立人の両親は、申立期間の自身の保険料が納付済みとなっている上、申立人の保険料を納付していたとされる母親の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から43年3月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から43年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①については、4か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年1月時点では、保険料を現年度及び過年度納付することが可能な期間であり、申立期間②については、3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付されている。

さらに、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人が住み込みで働いていた店舗を経営する申立人の夫の両親は、申立期間の自身の保険料が納付済みとなっている上、申立人の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

加えて、申立人の昭和47年1月から同年3月までの期間の保険料については、申立人が所持する領収証書により、納付済みに記録訂正が行われており、申立期間についても、行政側の事務処理に何らかの瑕疵^{かし}があった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 50 年 7 月から同年 8 月まで

私は、申立期間当時、宗教法人に勤務しており、国民年金保険料は、給与から控除されており、当該法人が市役所に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が勤務していた宗教法人は、申立期間に係る国民年金保険料を申立人の給与から控除し市役所に納付していたと説明している上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年10月時点では、申立期間の保険料は納付することが可能である。

また、申立期間は、それぞれ3か月、2か月と短期間であり、申立人は、当該期間を除き保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への2回の切替手続をいずれも適切に行っているなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付しているものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から44年3月まで
② 昭和44年7月から45年3月まで

私の夫は、長男の出産を控えた昭和39年に、義兄の勧めにより、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、主に夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間は9か月と短期間である上、一緒に保険料を納めていたとする申立人の夫は自身の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人及びその夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、夫も当該期間の自身の保険料が未納となっている上、申立人は、当該期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、夫も既に死亡しているため、当時の保険料の納付状況等が不明確であるなど、申立人及びその夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から46年6月までの期間及び48年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から46年6月まで
② 昭和48年7月から同年9月まで

私は、申立期間①については、経済的に国民年金保険料を納付できなかつたので、夫が公務員になって賞与が出た後、昭和49年1月ごろに金融機関で保険料を一括して納付し、申立期間②については、金融機関の領収印のある領収書も所持している。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料をまとめて納付したとする昭和49年1月は、第2回特例納付の実施期間である上、申立人が納付したと記憶している金額は、当該期間の保険料を第2回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、現在の記録上では国民年金に未加入の期間となっているが、申立人は当該期間の保険料を昭和48年10月28日に納付していたことを示す領収書を所持している上、申立人が所持する国民年金手帳には、48年7月16日に任意加入した旨の記載があるにもかかわらず、51年3月11日に日付が変更されており、不自然な事務処理が行われているなど、当該期間が国民年金に未加入で保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私の両親は、昭和43年4月ごろ、集金人に勧められ家族を含む従業員全員の国民年金の加入手続を行った。申立期間当時に一緒に働いていた同僚の申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である上、申立人の保険料を納付していたとされる母親は、10年年金を完納している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号と連番で払い出されている同僚二人は、申立期間の保険料が納付済みである上、同僚は、申立人の両親の経営する事業所が申立期間の保険料を納付してくれていたと証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月及び同年 8 月

私は、昭和 61 年 3 月に会社を辞めて、公共職業安定所に求職の申込みに行ったときに国民年金について説明を受け、区役所で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、第 1 号被保険者と第 3 号被保険者との切替手続も適切に行っている上、申立期間は 2 か月と短期間であり、同居の義母は申立期間の自身の保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和27年2月から同年6月までの期間については、申立人の厚生年金保険被保険者記録として未統合のA社における被保険者記録が社会保険事務所に存在することが判明したので、当該記録を申立人の厚生年金被保険者記録として統合する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月1日から28年1月21日まで
② 昭和41年3月から同年12月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間①についてA社、申立期間②についてB社の厚生年金保険に加入した事実が無いとの回答であった。日記やレターヘッド(推薦状)があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、昭和27年2月4日から同年7月1日までの期間は、社会保険事務所が保管する申立期間当時のA社に係る厚生年金被保険者名簿により、申立人と同一氏名、同一番号で誕生年の1年違いで同一月日の被保険者名が記載されており、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録と認められ、申立人がA社において昭和27年2月4日に被保険者資格を取得し、同年7月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが確認される。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の厚生年金被保険者名簿の記録から、昭和27年2月から同年3月までは7,000円、同年4月から同年6月までは8,000円とすることが妥当である。

①のうち昭和26年11月1日から27年2月1日、昭和27年7月1日から28年1月21日の申立期間については、社会保険事務所の健康保険被保険者名簿の記録から、申立人が健康保険のみの被保険者であることが確認でき、A社に勤務していたと判断できる。

しかしながら、同被保険者名簿に記載のある同僚も申立人と同様に厚生年金保険の加入は確認できない上、所在が不明であることから厚生年金保険料控除

の実態について確認することはできない。

申立期間②について、申立人はB社に勤務していたと主張している。

しかし、同社については、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無く、事業所所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、B社における上司、同僚等について、上司の氏名のみ記憶しているが、当該上司はすでに死亡しているため、当該上司から、同社の状況、申立人の勤務の実態、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①のうち昭和27年2月4日から同年7月1日までの期間以外の期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年11月1日に、資格喪失日を46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月1日から46年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間について船員保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和45年4月1日に入社してから平成6年12月31日に退職するまでA社に継続して勤務しており、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び申立人の船員手帳により、申立人がA社に継続して勤務し、昭和45年11月1日に同社事業部勤務から親会社運航船舶K丸に船員兼陸上職員籍の身分たる事業部員として乗船し、申立期間に係る船員保険料を事業主から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年7月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年11月から46年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在はB社。以下同じ。）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和43年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和39年10月から、申立期間もA社に継続して勤務していたのは間違いないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和43年12月1日に同社C事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年10月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和43年11月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る43年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）D本社における資格喪失日に係る記録及び同社E支店における資格取得日にかかる記録を昭和31年2月1日に、同支店における資格喪失日に係る記録を35年2月1日に、C社における資格喪失日に係る記録を37年5月1日に訂正し、31年1月の標準報酬月額を1万6,000円、同年2月から同年7月まで及び34年11月から35年1月までの標準報酬月額を1万8,000円、37年4月の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①は、明らかでないと認められ、また、申立期間②及び③は、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年1月30日から同年8月2日まで
② 昭和34年11月20日から35年2月1日まで
③ 昭和37年4月30日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及び関連会社であるC社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③については厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。申立期間①、②及び③も両社に継続して勤務し、保険料を控除されていたため、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社より提出のあった人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社及びC社に継続して勤務し（昭和31年2月1日にA社D本社からE支店に異動、34年8月15日に同社E支店からC社に出向、37年5月1日にC社からA社D本社に復帰）、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記人事記録では、申立人がA社E支店からC社へ出向したのは、昭和34年8月15日であると記録されているが、社会保険事務所の記録では、申立人は同日から同年11月20日までは引き続きA社E支店において厚生年金保険の被保険者となっている。また、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは35年2月1日であり、34年8月15日から申立期間②までの期間、同社は適用事業所となっていないが、申立人は、A社に籍をおいたまま出向したとしている上、申立人は、当該期間中、同社において雇用保険に加入していることが確認できることから、申立人は、申立期間②においても、同社にて厚生年金保険の被保険者であったと認めるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年12月、同年8月、34年10月及び37年3月の社会保険事務所の記録から、申立期間①のうち31年1月の標準報酬月額を1万6,000円、申立期間①のうち同年2月から同年7月まで及び申立期間②の標準報酬月額を1万8,000円、申立期間③の標準報酬月額を3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、申立期間①について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②及び③における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、申立期間②については、申立人の資格喪失日である昭和34年11月20日は、社会保険事務所が知り得ない日付であることから、また、申立期間③については、事業主が資格喪失日を37年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、申立期間②及び③について、事業主が34年11月20日及び37年4月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年11月から35年1月まで及び37年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年5月6日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間について、厚生年金保険の取得日が昭和45年5月6日であるという回答をもらった。しかし、同社には、同年4月1日から勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出のあった店歴役職歴及び雇用保険の加入記録等から、申立人が同社に昭和45年4月1日から勤務していたことが認められる。

そして、当該店歴役職歴によると、昭和45年4月1日から同年5月2日は、研修期間であり、その後、同社B支店に配属になっていることが確認できる。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿を見ると、申立人と同期入社であり共に研修を受講した複数の同僚は、研修後に配属された各支店において、研修期間の有無に関係なく入社日である昭和45年4月1日から厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

また、同社に確認したところ、同社では、研修期間の有無に関係なく入社日から社会保険に加入するための手続きを行っていたはずであり、申立人の配属されたB支店が、他の支店と異なった取扱いをしていたとは考え難いことから、申立人についても入社月から厚生年金保険に加入させるべく昭和45年4月分から厚生年金保険料を控除していたと考えられるとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年5月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人の厚生年金保険の資格取得日が研修期間後の同社B支店に配属になった日であり、この日付は、社会保険事務所では知り得ない人事上の日付であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年4月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 1302

第1 委員会の結論

事業主は、申立人がA法人において、昭和50年1月27日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月27日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A法人に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間について、同法人に勤務していたことは間違いなく、また、昭和50年1月の国民年金保険料を納付したところ、誤納として後日その保険料の還付を受けたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人が作成した採用証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人が、昭和50年1月27日から同法人に勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所の申立人に係る国民年金被保険者台帳及び国民年金B社会保険事務所長が昭和55年8月30日に作成した保険料過誤納額還付通知書により、申立人が、50年1月27日に国民年金の被保険者資格を喪失し、50年1月分の国民年金保険料の還付を受けていることが確認できる。

また、社会保険事務所の申立人に係る国民年金保険料の還付整理簿において、申立人の昭和50年1月の国民年金保険料の還付事由欄に誤納と記載されている。

このため、社会保険事務所では、当該国民年金保険料の還付手続において、申立人が昭和50年1月27日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことを確認していたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和50年1月27日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年2月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日を昭和55年12月30日とし、B社における資格取得日を同年12月30日とし、申立期間①の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、申立期間①に係る事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額(11万8,000円)であったと認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額に係る記録を11万8,000円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間③に係る事業所における資格喪失日は、昭和56年9月18日であると認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間③の標準報酬月額については11万8,000円とすることが妥当である。

申立人は申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日を申立期間③における資格喪失日に係る記録である昭和56年9月18日から同年11月1日へ訂正し、申立期間④の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、申立期間④に係る事業主は、申立人の申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年9月28日から56年3月1日まで
② 昭和56年3月
③ 昭和56年4月30日から同年9月18日まで
④ 昭和56年9月18日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立

期間について加入記録が確認できなかった旨の回答をもらった。申立期間についてはA社とその関連会社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和56年3月の標準報酬月額が、当時支給されていた金額に比べて低額に記録されているので訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録、A社の取締役（3人）、申立人の上司である営業所長及び複数の同僚（8人）の供述から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に申立期間継続して勤務し（昭和55年12月30日にA社から関連会社B社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料をそれぞれの事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、社会保険事務所の記録によれば、B社は、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、上記同僚等の供述から、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和55年8月及び56年3月の社会保険事務所の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主については、申立期間に行われるべき厚生年金保険被保険者月額算定基礎届や申立てどおりの被保険者資格の喪失届など、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないと考えるのが難しく、また、B社の事業主については、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年9月から56年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②及び申立期間③について、雇用保険の加入記録及び前述の役員等の証言により、申立人が、B社に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、昭和56年4月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の記録では、11万8,000円と記録されていた申立人の標準報酬月額を7万2,000円に訂正した旨の処理が全喪後の昭和56年9月18日に行われていることが確認できる。また、B社は、昭和56年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が、同年9月18日になされ、全喪日と同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、申立人と同様に、同年4月30日以降の異なる日付で標準報酬月額の訂正や被保険者資格を取得もしくは喪失した旨の記録が、同年9月18日

に、同年4月30日にさかのぼって訂正処理されている者が多数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録等から、同年4月30日以降も同社が厚生年金の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が、同年4月30日に適用事業所でなくなったとする当該処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和56年3月の標準報酬月額額の減額訂正処理及び同年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額額の記録訂正及び当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同年3月の標準報酬月額額は訂正前の11万8,000円、資格喪失日は、社会保険事務所が処理を行った同年9月18日であると認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、訂正前の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

申立期間④について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の「A社からB社を経てC社に至るまで、同一の場所において同一の勤務形態で勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていた」旨の供述から判断すると、申立人がB社に申立期間継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録によれば、B社は、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、上記同僚等の供述から、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。また、申立期間④の標準報酬月額については、昭和56年3月の減額訂正前の社会保険事務所の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 25 日から 35 年 8 月 25 日まで
② 昭和 37 年 1 月 9 日から 41 年 9 月 1 日まで

平成 16 年 7 月ごろ、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については、脱退手当金を受給していると言われた。

しかしながら、支給があったとする昭和 42 年 9 月 4 日には、夫と共に A 区へ転居しており、当時は振込口座も持っていなかったことから、脱退手当金を受給することなどあり得ないので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年後の昭和 42 年 9 月 4 日に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間に勤務した事業所の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを申立人が失念するとは考え難い上、3 回の被保険者期間が同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間①及び②の期間だけ支給され、その間の期間のみ支給されないということは事務処理上不自然である。

さらに、脱退手当金を受給したとされる昭和 42 年 9 月ごろ、申立人は既に上京しており、脱退手当金を受給するはずがないと主張しているところ、原戸籍の附票により、申立人は 42 年 9 月 2 日に支払時の住所から都内に転入したことが確認できるなど、脱退手当金を受給していないとする申立内容は信用で

きる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 42 年 9 月 10 日まで
年金を受ける年齢になったので、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については、脱退手当金を受給していると言われた。
しかしながら、脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、申立人が所持していた厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

なお、当該被保険者証は、氏名が旧姓で、再交付の押印も無いことから、申立期間当時交付されたものと考えられる。

また、本来脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、未請求となっている被保険者期間は申立期間と同一会社であり、これを申立人が失念するとは考え難い。

さらに、当該未請求期間と申立期間とは、同一会社であり、かつ、同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在するような事務処理は考え難く、また、当該会社につき、申立人と同じく2回の被保険者期間を有し、脱退手当金の受給記録がある女性15名については、いずれも未支給期間は存在せず、申立人の記録は不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 22 日から同年 12 月 30 日まで
② 昭和 42 年 1 月 16 日から 45 年 8 月 28 日まで

60 歳になって、社会保険事務所で年金受給の手続きをしたとき、申立期間については、脱退手当金を受給していると言われた。

しかしながら、脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 1 か月後の昭和 46 年 9 月 21 日に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人は「申立てに係る事業所は、子供の保育の事情で一時的に退職しただけであり、その後も勤務するつもりであった」旨の主張をしているところ、申立人は昭和 47 年 6 月より、当該事業所において再び被保険者資格を取得しており、申立人の主張には信憑性^{びょう}が認められることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人と同じ事業所の被保険者で、社会保険庁の記録において脱退手当金の支給が確認できた者については、被保険者名簿に脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるものの、申立人の被保険者名簿にはその表示が無く、しかも、申立人が記載されている被保険者名簿と同じページに記載されている「脱」表示の無い者で脱退手当金の支給を確認できる者はいない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで
平成 5 年ごろ、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については、脱退手当金を受給していると言われた。
会社から退職時に脱退手当金の説明を受けたが、脱退手当金の請求はしなかったため厚生年金被保険者証をもらって、現在まで大切に保管している。脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、申立人が所持していた厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

なお、当該被保険者証は、氏名が旧姓で、再交付の押印も無いことから、申立期間当時交付されたものと考えられる。

また、請求期間の最終事業所の被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金を受給している者は 26 名中 3 名と少なく、事業主が代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年2月までの期間、39年6月から40年3月までの期間、44年1月から同年6月までの期間及び46年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から39年2月まで
② 昭和39年6月から40年3月まで
③ 昭和44年1月から同年6月まで
④ 昭和46年10月から47年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、母が払ってくれていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、母親は既に死亡していることから、申立期間当時の加入手続や保険料の納付状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月から52年3月まで

私は、昭和50年9月に会社を退職した後に、近隣の社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料は市役所や出張所で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間当時に社会保険事務所では国民年金の加入手続の受付事務を行っていないほか、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付時期、納付金額、納付場所等に関する記憶は曖昧^{あいまい}であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年11月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年5月生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年8月まで

私は、夫婦の国民年金保険料を、専ら区役所で、国民年金手帳に印紙を貼付し検認を受ける方法で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、昭和38年9月13日に国民年金に任意加入し、その頃に申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されているが、任意加入の保険料は、制度上、加入した月の分から納付することができるものであり、申立期間は、任意加入する前の期間であることから、保険料を納付することはできないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 2671

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年12月まで
私の国民年金保険料は、亡くなった夫が夫婦の分を一緒に、専ら区役所で納付し、国民年金手帳に印紙を貼付し検認を受けていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当時の加入手続や保険料の納付を行っていたとする申立人の夫は既に死亡していることから、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明確であるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 2672

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から39年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとされる母親は既に死亡していることから、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明確である上、申立期間当時に同居していた申立人の二人の姉も、申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から同年8月まで

私は、昭和55年に知人の勧めで国民年金に任意加入してから、58年9月に任意加入脱退の手続を行うまでの間、市役所や近隣の金融機関で国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、任意加入の脱退手続後に2回郵送されてきた納付書を脱退後の期間の保険料に関する誤送付であると判断して放置したと説明しているが、脱退手続後に未加入期間の保険料の納付書が送付されることは不自然であり、当該納付書は申立期間の未納保険料に関する納付勧奨であった可能性があるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 2674

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年3月まで
私の国民年金保険料は、第3回特例納付が実施された昭和55年6月に夫がすべて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとされる夫は既に死亡していることから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明確である上、納付したとされる夫も、申立期間の大部分の期間の自身の保険料が未納であるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から46年3月まで
私の国民年金は、母が、倒れる前の昭和36年12月までに加入手続をしてくれた。申立期間の国民年金保険料は、私が、私と妹の二人分の保険料を渡して、妹が区の集金人に納めていたと記憶している。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妹が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付手続に直接関与しておらず、母親も既に亡くなっているため、国民年金の加入状況等が不明確である上、申立人の保険料の納付手続をしていたとする妹は、兄妹二人の保険料を一緒に納め始めた時期等の記憶が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年12月ごろの時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から45年3月まで
私の国民年金は、私が学生だった20歳ころに、母が加入手続をし、申立期間の国民年金保険料も、母が納付してくれていたと思う。集金に来た人に、母が納めていたことを記憶している。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付手続に直接関与しておらず、母親も既に亡くなっているため、申立期間の保険料の納付状況等が不明確であり、また、申立人は、集金に来た人が、保険料徴収のための集金なのか、郵便貯金や簡易保険のための集金なのかは不明であるとしており、申立人の記憶は曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月から13年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月から13年2月まで
私の母が平成13年2月に国民年金保険の加入手続をして、同年3月に納付書が届いたので過去2年分を区役所の窓口で納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)が無く、申立人の母が国民年金の加入手続、保険料の納付を行っていたため、申立人自身は保険料の納付に関与していないので保険料の納付状況が不明である。また、保険料を納付していたとする申立人の母は、区役所において過去2年分の保険料を納付したと説明しているが、区役所では過年度納付の収納業務を行っておらず、申立人の母が送付された納付書に記載してあったとする「区役所でしか納付できない」という文言も確認できないことから、申立内容に不合理な点が見られるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から61年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、父親が納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続をし、保険料を納付したとする父親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況や保険料の納付状況等が不明確である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成2年4月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年6月までの期間及び61年8月から63年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和58年1月から同年6月まで
②昭和61年8月から63年12月まで

私は、国民年金と国民健康保険はそろって加入するものであると認識しており、国民健康保険のみの加入というのはありません。申立期間の国民年金保険料は納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の金額、納付月数等の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成6年4月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月から12年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月から12年7月まで

私は、社会保険事務所及び金融機関からの勧めもあり、60歳到達後に国民年金の任意加入の手続きをし、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、町役場から納付書が送付された記憶がなく、町役場窓口において任意加入の保険料を、町役場の窓口で記入された納付書により保険料を納付していたと説明しているが、申立期間当時、町役場では、納付書の作成を外部委託し、納品された納付書を役場から被保険者に送付していたと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年7月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を金融機関や区の集金人に納付していた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、夫の保険料は申立期間の大部分が未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金に加入した記録が無く、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から40年3月まで

私は、20歳になる前から昭和46年11月まで豆腐店に住み込みで働いていた時、雇用主に国民年金保険料相当額を渡し、雇用主が区の集金人に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用主が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする雇用主は死亡しているため、申立期間当時の保険料の納付状況が不明確である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年10月時点では、国庫金を取り扱う金融機関で申立期間の保険料をさかのぼって納付することが可能であるが、申立人が雇用主を通じて保険料を納付したとする区の集金人はさかのぼった期間の保険料を収納できず、さらに、申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付するために、まとまった金額を雇用主に渡した記憶もないとしているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から61年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、昭和52年3月までは前妻か前妻の母が自宅を訪問した集金人に納付した。また、昭和52年4月からは、今の妻が郵便局で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の前妻、前妻の母親及び妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人、申立人の前妻及び妻は、申立期間の保険料の納付時期、納付方法、納付場所、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、前妻の母親は高齢のため当時の事情を聴くことができないことから、保険料の納付状況が不明確である。さらに、申立期間のうち、申立人の前妻及び前妻の母親が納付していたとする昭和45年4月から52年3月までの期間については、申立人の前妻及び前妻の母親は申立人が居住する市とは別の町に居住していたとするなど、申立人の前妻、前妻の母親及び妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から48年3月まで
私は、納付書が届く都度、国民年金保険料を郵便局や金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、国民年金への加入及び保険料の納付場所に関する記憶が曖昧であり、申立人が加入手続をしたとする区役所は、申立期間の大部分は申立人が説明する場所になく、昭和48年2月に当該場所に移転されたこと、申立期間の保険料を納付したとする金融機関も申立期間には開設されていなかったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年4月時点では、申立期間にさかのぼって保険料を納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月及び55年1月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年12月及び55年1月

私は、昭和54年7月に町役場で国民年金に任意加入し、55年1月分までの国民年金保険料を納付した。54年12月から厚生年金保険に加入したため、申立期間の保険料の還付記録があると言われたが、還付手続及び還付金の受領をした記憶がない。申立期間の保険料が還付されたものとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収書により、厚生年金保険加入期間と重複する申立期間の国民年金保険料が納付されたことが確認できるが、当該納付に係る還付の処理については、申立人の居住する町に保管されている国民年金被保険者名簿に還付の記載があることが確認でき、また、所轄の社会保険事務所に保管されている還付整理簿には、還付金額、還付事由、還付決定日及び支払日が明確に記載されており、当該記載に不自然な点は見られないなど、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、当時の預金通帳に還付金に相当する金額が振り込まれた記録が無く、所持する預金通帳によりそのことが確認できるが、申立期間当時における還付金の受領方法は、金融機関での振込受領以外に、国庫金送金通知書による郵便局での受領等複数の方法があることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から50年3月まで

私は、昭和46年10月ごろ、区役所の特別出張所で国民年金の加入手続きを行い、以後、国民年金保険料を納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶が無い上、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の夫は、申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年9月ごろの時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は50年9月ごろに払い出された年金手帳以外の手帳を所持していた記憶も無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年10月まで

私は、国民年金制度ができた時に母と同時に国民年金に加入し、一緒に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当初の昭和36年から集金人が自宅に来ていたと説明するが、申立人が申立期間当時居住していた区では、国民年金制度の開始時点では集金人制度は存在していなかったこと、さらに、申立人は保険料の納付方法について、手帳ではなく台紙のようなものを使用していたと説明するが、申立期間当時の保険料の納付方法は、国民年金手帳に印紙を貼付する方法であったことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年12月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は現在所持する手帳以外の手帳に関する記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から47年6月までの期間、49年4月から同年6月までの期間、56年4月から同年6月までの期間、58年4月から63年12月までの期間及び平成元年3月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月から47年6月まで
② 昭和49年4月から同年6月まで
③ 昭和56年4月から同年6月まで
④ 昭和58年4月から63年12月まで
⑤ 平成元年3月から同年6月まで

私の国民年金保険料は、妻がすべて納付しており、「二人分納付してあるので、心配はいらない」と私は聞いていた。申立期間の妻の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の分だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする妻は既に死亡しているため、保険料の納付方法、納付場所、納付金額などの納付状況が不明確である。

また、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻にも、申立期間の全部又は一部の期間の自身の保険料が未納となっている期間が散見されるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年11月から51年10月まで
結婚後に同居していた義姉は、私の国民年金の加入手続をしてくれた。私は、その後で届いた納付書で、毎回まとめて半年分か1年分の国民年金保険料を郵便局か銀行で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立人の義姉が申立人の国民年金の加入手続をしてくれていた時期の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和51年12月に払い出されているが、申立人の夫は昭和43年1月から56年4月まで厚生年金保険に加入していることから、申立人は国民年金の任意加入となるため、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 2707

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から42年3月まで

私は、母から「国民年金にきちんと入っていたから、あなたの将来は安心よ」と言われていた。国民年金への加入は、当時、自宅に来ていた集金人に勧められて手続をしたと聞いた。国民年金保険料は、母が私と母の二人分を一緒に納付していたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は死亡しており、申立期間の保険料の納付状況等が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年4月時点では、申立期間の大部分は保険料の過年度納付が可能な期間ではあるが、申立人は母親からさかのぼって保険料を納付したことを聞いていないと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から44年6月までの期間及び45年12月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和41年7月から44年6月まで
②昭和45年12月から50年9月まで

私の亡父は、私の将来を心配して、私が20歳になると同時に私の国民年金の加入手続をして、私が自分で収入を得られるまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、納付を行ったとする父親は既に死亡しており、保険料の納付状況等が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年11月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から52年10月まで

私の父親は、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてきていた。「おまえの保険料を納付しているよ。」と父親が言っていたことを記憶しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に死亡しているため、申立期間の保険料の納付状況が不明確である上、父親から国民年金手帳を受け取った記憶も曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年11月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年4月から11年7月まで

私の国民年金保険料は、国民年金の強制適用となる20歳の時には、大学生で収入もなかったため、保険料の申請免除の対象となるはずであり、年金手帳と未納通知が送付されてきた時に、市役所職員に、過去の分の保険料もさかのぼって免除を認めてほしい旨伝えましたが、認められなかった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料が無く、また、申立期間の保険料免除に関する手続は、平成10年5月までに行わなければならないが、申立人は11年10月ごろに市役所から年金手帳と未納通知が送付されるまで、免除申請は行っていないと説明しているなど、申立期間の保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から61年3月まで

私は、昭和53年12月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納めてきたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の所持する年金手帳に被保険者でなくなった日は「昭和55年11月19日」と記載されていることが確認できる上、申立人は、納付したとする保険料額の記憶が曖昧であり、また、申立期間当初の昭和55年11月から56年1月までの保険料は、56年2月27日に還付されていることが還付整理簿により確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 2716

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から52年3月まで

私の母は、昭和50年6月に私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は、結婚前の期間は母が、結婚後は妻がそれぞれ納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、母親も既に死亡しているため、加入手続及び保険料の納付状況が曖昧である。

さらに、婚姻後、申立人の保険料と一緒に納付していたとする妻は、婚姻後の自身の保険料は未納である上、保険料をさかのぼって納付した記憶がないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 2717

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から52年3月まで

私は、結婚前の昭和51年1月から2月ごろに市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、婚姻前に国民年金の加入手続を行い、自身の保険料を金融機関で納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻後の昭和52年9月に夫婦連番で払い出され、その時点で婚姻後の52年4月以降の保険料をまとめて納付していることが確認できる上、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から49年3月までの期間、平成5年12月及び6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月から49年3月まで
② 平成5年12月及び6年1月

私は、申立期間①の国民年金保険料は特例納付制度を利用して区役所で、また、申立期間②の保険料は口座振替で納めたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、保険料を納付したとする時期及び納付金額等に関する記憶が曖昧である上、申立期間直前の昭和39年12月から46年7月までの期間の保険料を第3回特例納付により納付していることが確認でき、保険料をまとめて納付したのは1度であると説明している。また、申立人は、別の手帳を所持していた記憶は無く、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人から提出された申立人名義の預金口座の出入金記録では、申立期間前後の保険料の振替記録は確認できるものの、当該期間の口座振替の記録が無い上、申立人は口座振替以外の方法で当該期間の保険料を納付した記憶が無いなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から61年3月まで

私は、国民年金の任意加入をやめた記憶は無く、申立期間の国民年金保険料は、市役所の窓口又は金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する年金手帳の資格記録欄には、申立期間直前に任意加入資格を喪失したことが記載されている上、申立人は、申立期間中に他市へ転居した際の国民年金の加入手続及び保険料の納付金額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間当時に国民年金に加入し保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から41年3月まで

私は、会社を退職した時に社長や事務担当者から、婚姻時には妻の父親からも国民年金に加入するように言われ、また、国民年金保険料は加入当初から、区役所職員が集金に来ていたので、妻の分と一緒に払っていたことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料をさかのぼって納付したことは無いと説明している上、保険料と一緒に納付したとされる妻も申立期間の自身の保険料が未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年11月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月及び昭和52年3月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年8月
② 昭和52年3月から同年10月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年8月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から47年3月まで

私は、昭和41年12月に結婚のため転居し、国民年金に加入した際、39年12月から41年12月までの国民年金保険料をまとめて納付し、以後、3か月ごとに保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、まとめて納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年5月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から50年12月までの期間、52年7月から53年12月までの期間、54年4月から同年9月までの期間、55年1月から同年6月までの期間、55年10月から56年8月までの期間、56年10月から58年3月までの期間及び59年4月から60年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から50年12月まで
② 昭和52年7月から53年12月まで
③ 昭和54年4月から同年9月まで
④ 昭和55年1月から同年6月まで
⑤ 昭和55年10月から56年8月まで
⑥ 昭和56年10月から58年3月まで
⑦ 昭和59年4月から60年9月まで

私は、会社を退職した昭和44年8月に国民年金に加入し、55年か56年ごろに、区役所から督促を受けて現金書留で国民年金保険料を納付した以外は、欠かさず保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、現金書留でまとめて納付したとする時期、納付金額及び納付月数に関する記憶が曖昧である上、まとめて納付したとする後にも未納期間が散見されるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年から2年にかけての15か月分の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年から2年にかけての15か月分

私は、60歳になった平成元年ごろに区役所で15か月分の国民年金保険料が未納になっていると説明されたので、国民年金に任意加入し、平成元年から2年にかけて分割して保険料を納付したにもかかわらず、当該期間の保険料の納付記録が無く、60歳までに保険料を完納していたことが分かった。申立期間の保険料が還付されないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成元年分の確定申告書の社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料の額は、申立期間の保険料額とは大きく異なり、申立人及びその妻の納付済みとなっている期間の保険料額とおおむね一致している上、平成2年分の確定申告書の社会保険料控除欄には国民年金に係る記載が無い。また、申立人は、申立期間当時の保険料の納付金額、納付場所及び納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年9月から52年12月まで
私は、夫の父親から40万円を借りて申立期間の保険料をまとめて納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、納付したとする保険料の納付時期及び納付場所に関する記憶が曖昧であり、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料をすべて納付した場合に必要な金額と大きく異なる上、申立人の夫も、申立期間の自身の保険料が一部未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から43年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から43年1月まで
私は、昭和39年8月ごろ、友人二人と一緒に国民年金に任意加入して以降、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人と国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている友人二人も、昭和43年2月15日に任意加入していることが友人の所持する国民年金手帳等により確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時には国民年金手帳を所持していた記憶が無いと説明している上、一緒に国民年金の加入手続を行ったとする友人も、昭和43年2月に発行されている年金手帳より前に手帳を所持していたことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から48年3月まで

私は、昭和38年10月の結婚後、夫と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、申立期間当時の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年4月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から4年2月まで
私は、区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間の保険料の納付場所、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成5年9月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から51年3月までの期間及び52年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月から51年3月まで
② 昭和52年4月から54年3月まで

申立期間①の国民年金保険料は両親が納付し、申立期間②の保険料は元妻が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親及び元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間①の保険料を納付したとする申立人の両親は死亡しており、申立期間②の保険料を納付したとする申立人の元妻から事情を聴くことができないため、納付時期、納付場所、納付額等の納付状況等が不明確であること、元妻は、申立期間のうち婚姻後の未納期間及び納付済期間が申立人と同一であることなど、申立人の両親及び元妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年3月時点では、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から50年9月まで

私の父は、納付した時期はわからないが、申立期間の私の国民年金保険料をさかのぼって全部納付したと言っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は死亡しているため、保険料の納付時期、納付方法、納付場所、納付金額等の納付状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの期間及び44年10月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで
② 昭和44年10月から45年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を区の集金人に納付してきた。昭和44年6月からは、夫の分も併せて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人及び夫は、納付方法、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人の夫も申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年3月まで
私たち夫婦は、国民年金保険料を区の集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人夫婦が居住していた区では、印紙検認方式による納付方法を採用していたが、申立人夫婦は国民年金手帳に印紙を貼付していた記憶がなく、申立期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 2747

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から43年3月まで
私たち夫婦は、国民年金保険料を区の集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人夫婦が居住していた区では、印紙検認方式による納付方法を採用していたが、申立人夫婦は国民年金手帳に印紙を貼付していた記憶がなく、申立期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで
私の義母は、申立期間の私の国民年金保険料をまとめて集金人に対し納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、納付したとする義母は死亡しているため、保険料の納付方法、納付場所等の納付状況が不明確である上、申立人と同居しており国民年金手帳の記号番号が連番で払い出された義妹も申立期間のうち昭和38年12月から41年3月までの保険料が未納となっているなど、申立人の義母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年7月時点では、申立期間のうち一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から46年10月まで

私は、母親から、昭和40年12月ごろに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、母親は既に死亡しているため、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明確であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する昭和54年10月ごろに申立人の夫と連番で払い出された国民年金手帳以外の手帳を所持していないと説明している上、申立人が、当時、居住していた市において、ほかに手帳記号番号が払い出されていた記録も確認できないなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から44年5月までの期間及び49年1月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月から44年5月まで
② 昭和49年1月から51年3月まで

私は、昭和44年から47年ごろまでの間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年10月時点では、申立期間①及び申立期間②の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から45年3月まで

私は、昭和45年10月に国民年金の加入手続を行い、翌月、申立期間の国民年金保険料を区役所の出張所において現金で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人がまとめて納付したとする金額は、申立期間の保険料を納付した場合の額と異なるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和45年10月に払い出されており、申立期間の保険料は過年度納付となるため、区役所出張所では納付できない上、申立人は出張所以外で保険料を納付した記憶が無いなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から51年12月まで

私の母親は、昭和53年7月ごろに私の国民年金の加入手続をし、私が59年に結婚するまでの間、私の国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間の保険料については、第3回特例納付により、さかのぼって納めてくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、母親は既に死亡しているため、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明確であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から同年10月まで

私は、昭和54年2月末に会社を退職後、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和58年1月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は現在所持する同年2月に払い出された国民年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から52年3月までの期間及び56年4月から61年3月までの期間の付加保険料並びに52年4月の国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から52年3月まで
② 昭和52年4月
③ 昭和56年4月から61年3月まで

私は、国民年金に加入後、付加保険料を納付できる期間は国民年金保険料とともに付加保険料を納付してきた。申立期間①及び③の付加保険料並びに申立期間②の保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間①及び③に係る付加保険への加入時期、付加保険料額、納付方法及び納付場所並びに申立期間②に係る保険料額、納付方法及び納付場所の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料及び付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、昭和36年又は37年の春ごろ、義父の勧めで国民年金に加入した。国民年金に加入した当初は、義父が私の国民年金保険料を納付し、途中からは私が保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金に加入した当初は自身の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする義父は既に死亡しているため、保険料の納付状況が不明確である。また、申立人は、義父が申立人の保険料を納付していた期間及び自身で保険料の納付をはじめた時期の記憶が曖昧であるなど、申立人及びその義父が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から40年3月まで

私の母は、私が20歳のときに、私の国民年金の加入手続を行い、結婚するまでの期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとする母親は既に死亡しており、申立期間の保険料の納付状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から38年3月まで

私は、申立期間当時に国民年金に加入し、区役所出張所で国民年金保険料を納付した。その後、就職したため、納付済みになっていた2か月間が厚生年金保険の被保険者期間と重複していたことから保険料の還付を受けた。申立期間は、国民年金に加入し保険料を納付していたことから重複が生じたものであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、2か月分の保険料の還付については、申立人は昭和38年4月から41年5月までの期間は厚生年金保険の被保険者であったにもかかわらず、41年4月及び5月分の保険料を同年7月に納付したことにより、国民年金と厚生年金保険の重複が生じた結果行われたものであるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年12月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から48年3月まで

私たち夫婦は、国民年金に加入し、20万円の定額貯金が満期となったので、未納だったすべての国民年金保険料として、夫婦それぞれ10年分の保険料をさかのぼって納付したにもかかわらず、一部の保険料しか納付済みとされていない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、申立期間の保険料を納付したとする時期及び保険料額の記憶が曖昧である。また、申立人夫婦が未納であった保険料のすべてを納付したとする期間と申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年6月ごろの時点での保険料の未納期間が一致しないなど、申立人夫婦が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から48年3月まで

私たち夫婦は、国民年金に加入し、20万円の定額貯金が満期となったので、未納だったすべての国民年金保険料として、夫婦それぞれ10年分の保険料をさかのぼって納付したにもかかわらず、一部の保険料しか納付済みとされていない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、申立期間の保険料を納付したとする時期及び保険料額の記憶が曖昧である。また、申立人夫婦が未納であった保険料のすべてを納付したとする期間と申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年6月ごろの時点での保険料の未納期間が一致しないなど、申立人夫婦が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から42年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から42年5月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする父親は既に死亡しているため、申立期間の保険料の納付方法、納付場所、納付金額等の納付状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入記録がなく、国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年12月から52年3月まで
私は、夫の国民年金保険料と一緒に私の保険料を毎月郵便局で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は申立期間の保険料の納付方法等に関する記憶が曖昧である上、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出され、一緒に保険料を納付していたとする元夫も申立期間の大部分の保険料が未納又は国民年金の未加入期間となっている。さらに、申立人が保険料を納付したとする郵便局では、申立期間当時、保険料の収納業務は行われていなかったこと、申立期間の一部の期間については、申立人は、保険料を納付したとする市に居住しておらず、当該市では保険料を納付することが困難であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年8月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月から平成3年3月まで
私の母は、私の国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の母親は高齢で事情を聴くことができないため、加入手続及び納付状況等が不明確である上、申立期間当時同居していた申立人の父親は、当該期間中の自身の保険料が未納であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成5年5月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から49年6月まで

私は、区の出張所で国民年金の加入手続きを行い、金融機関で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料の納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。申立人は、申立期間の保険料を納付書で納付したと説明するが、当該納付方法は申立人が居住していた区では昭和45年3月まで実施されていなかったこと、申立人の夫も申立期間の一部が未納になっていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年10月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年11月から50年9月まで
独立して起業した昭和40年ごろ、妻が区役所に国民健康保険の加入手続に行った際に、役所の人から国民年金への加入を勧奨されたので、夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。妻が、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付し、その後も保険料を納付し続けていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及びその妻は、保険料額、納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年11月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの期間及び41年10月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和41年10月から50年12月まで

私の国民年金保険料は、実家にいた昭和38年までは母が納付してくれていた。そして、独立して夫婦で起業した昭和40年ごろ、私が区役所に国民健康保険の加入手続に行った際に、役所の人から国民年金への加入を勧奨されたので、夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。私は母が納付してくれていた期間に引き続きさかのぼって保険料を納付し、その後も保険料を納付し続けていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①の一部を納付したとする母親は既に死亡しているため、申立期間の保険料の納付状況等が不明確であり、申立人自身が納付したとする期間については、保険料額、納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年10月時点では、婚姻前の申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで

私は、当時経営していた会社が昭和59年3月に倒産して無収入となり、同年10月に夫婦で国民年金保険料の免除申請をした。昭和61年4月及び5月が全額免除となっているが、開始月は昭和59年10月からではないか。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料が無く、申立人は免除申請を行った場所等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、国民年金に加入した昭和49年11月時点で既に老齢厚生年金受給資格期間を満たしており、基礎年金制度が導入される昭和61年4月より前においては、申立期間は任意加入の期間であり、制度上、任意加入被保険者は免除申請を行うことができない。

なお、基礎年金制度導入後においては、60歳未満の者は老齢厚生年金受給資格期間を満たしていても国民年金加入義務が生じることになったため、申立人も強制加入被保険者となり、昭和61年4月から免除が承認されたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されているものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月まで
私の夫は、当時経営していた会社が昭和 59 年 3 月に倒産して無収入となり、同年 10 月に夫婦で国民年金保険料の免除申請をした。昭和 61 年 4 月及び 5 月が全額免除となっているが、開始月は昭和 59 年 10 月からではないか。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料が無く、申立人は免除申請を行った場所等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、国民年金に加入した昭和 49 年 11 月時点で、申立人の夫が既に老齢厚生年金受給資格期間を満たしており、基礎年金制度が導入される昭和 61 年 4 月より前においては、申立人の申立期間は任意加入の期間であり、制度上、任意加入被保険者は免除申請を行うことができない。

なお、基礎年金制度導入後においては、60 歳未満の者は本人又はその配偶者が老齢厚生年金受給資格期間を満たしていても国民年金加入義務が生じたことになったため、申立人も強制加入被保険者となり、昭和 61 年 4 月から免除が承認されたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されているものと認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年6月まで

私は、2か月間の厚生年金被保険者の後、市役所で国民年金の第1号被保険者の加入手続をとり国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は申立期間当時の保険料額、納付場所、納付時期等についての記憶が曖昧である。

さらに、申立期間の第1号被保険者としての加入記録は平成8年4月に追加されたもので、それまで申立期間は第1号被保険者とされていなかったこと、申立人は、平成元年2月に厚生年金保険に加入しているが、その時点では第3号被保険者でなくなったことを届け出ておらず、8年4月にさかのぼって厚生年金保険加入期間の第3号非該当の処理が行われていることが確認でき、それまで申立期間は第3号被保険者とされていたことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から61年3月まで

私は、退職後しばらくしてから国民年金に加入し、最初に保険料をまとめて納付した。昭和62年分の確定申告書の社会保険料控除（国民年金支払保険料）の金額は、同年の夫婦二人分の保険料額より多いので、申立期間の分も含めて納付していると思う。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した時点で既に老齢厚生年金受給資格期間を満たしており、基礎年金制度が導入される昭和61年4月より前においては、申立期間は任意加入の期間であり、申立人は加入手続をした時期を憶えていないが退職後すぐには手続をしなかったと説明していることから、申立期間当時に未加入期間があったものと考えられる。

次に、申立人の退職後の国民年金被保険者資格再取得日が昭和61年4月1日とされていることについて、基礎年金制度導入後においては、60歳未満の者は老齢厚生年金受給資格期間を満たしていても国民年金加入義務が生じることになったが、上記のとおり申立人は加入手続した時期を憶えていないこと、申立人は申立期間直後の61年度分の国民年金保険料を62年2月にまとめて納付していること、基礎年金制度導入後のある時期あるいは当該保険料納付時点で加入手続をしたとすれば、資格再取得日は61年4月1日とされ、その前の期間は未加入期間となりさかのぼって保険料を納付することができない期間となることなどから、当該資格再取得日の記録に不自然な点も見られない。

なお、申立人は、昭和62年分確定申告書の国民年金保険料控除の額が夫婦二人分の年間保険料額よりも多いので申立期間の保険料を納付した可能性があるとしているが、確認できる62年の保険料納付日及び当時の保険料額から

試算すると、当該国民年金保険料控除の額は、申立人の 62 年 2 月にまとめて納付された 61 年度分の保険料及びその後に納付された 62 年 4 月から 8 月までの保険料並びに妻の 62 年分の保険料の合計額と一致することから、申立人の申立期間分の保険料を納付したものではないと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、39年10月から40年4月までの期間、40年8月、44年7月から同年10月までの期間、45年9月及び同年10月、47年7月から48年3月までの期間、48年6月から同年8月までの期間、49年8月から同年12月までの期間並びに51年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和39年10月から40年4月まで
③ 昭和40年8月
④ 昭和44年7月から同年10月まで
⑤ 昭和45年9月及び同年10月
⑥ 昭和47年7月から48年3月まで
⑦ 昭和48年6月から同年8月まで
⑧ 昭和49年8月から同年12月まで
⑨ 昭和51年7月

私の国民年金保険料は、姉が納付してくれていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の姉が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする姉も既に死亡しているため、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明確である。

さらに、申立期間①については、当該期間に申立人が居住していた区で国民年金手帳の記号番号が昭和36年2月に払い出されていることが確認できるが、申立人は、37年4月までは保険料を納付していたとする姉とは別居しており、申立期間④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については、納付をしていたとする姉は、当該期間には既に死亡しているため、保険料を納付できないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から40年4月までの期間及び40年9月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月から40年4月まで
② 昭和40年9月から47年3月まで

私の前妻は、申立期間当時、私の国民年金保険料を納付していたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとされる前妻も国民年金に未加入である上、国民年金の加入手続及び申立期間当時の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の前妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人の前妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年12月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から43年10月まで
私の両親は、申立期間当時、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を区役所で納付してくれていたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の両親のうち、父親は既に死亡しており、母親は高齢で当時の納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人が自身で初めて国民年金の加入手続を行ったとする平成15年5月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から60年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から60年7月まで

私は、印刷会社を辞めた後、自営で印刷業を始め、個人で国民年金に加入した。当時、地元の商工会の担当者が国民年金保険料を巡回して集金していて、元妻は、その商工会経由で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、保険料を収納していたとされる商工会は、国民健康保険料の集金のみを実施しており、国民年金保険料の集金は実施していなかったと説明している上、申立人の元妻も申立期間は国民年金に未加入であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金手帳を所持していた記憶が無く、居住していた区及び所管社会保険事務所において、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録も無い上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を特例納付で納めたはずであり、社会保険事務所で「これで全部納めたので安心して下さい。」と言われた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、昭和50年12月31日に特例納付をした前には、保険料を納めていないと説明している上、申立人が所持する領収書に記載されている額の合計額は、社会保険庁の記録上、第2回特例納付により納付済みとなっている期間の保険料額と一致する。さらに、申立期間直前の45年9月から48年3月までの期間の保険料が第2回特例納付で、50年12月31日に納付されていることが確認できるが、この納付時点では、申立期間は、特例納付の納付可能期間ではないことに加え、時効により保険料を過年度納付することもできない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から49年12月まで
私の妻は、昭和49年12月に転居した後、区役所出張所で国民年金の加入
手続をした。その際、女性職員から国民年金保険料をさかのぼって納めるこ
とを勧められ、約3万円を納付したはずである。申立期間の保険料が未納と
されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資
料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、納付したとする金額は、申立期間
の保険料を第2回特例納付で納付した場合の額と大きく異なっているなど、申
立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も
見当たらない。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年9
月時点は、特例納付の実施期間外であり、申立期間の大部分は時効により保険
料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたこと
をうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは
できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から49年12月まで

私は、昭和49年12月に転居した後、区役所出張所で国民年金の加入手続をした。その際、女性職員から国民年金保険料をさかのぼって納めることを勧められ、約3万5千円を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、納付したとする金額は、申立期間の保険料を第2回特例納付で納付した場合の額と大きく異なっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年9月時点は、特例納付の実施期間外であり、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から41年3月までの期間及び41年8月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から41年3月まで
② 昭和41年8月から43年3月まで

私は、母親から強く勧められ、国民年金に加入し、毎月、区役所の出張所で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が納付したとする金額は申立期間の保険料額とは大きく異なるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年11月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月26日から28年6月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会を行ったところ、申立期間の記録がないとの回答をもらった。昭和26年6月26日から28年6月までA社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の申立期間当時の勤務に関する供述内容から、申立人が申立期間A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社では申立期間当時の申立人の勤務の状況について確認できる資料を保有しておらず、申立人の勤務の実態や同社における当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚に申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立人がA社に勤務していたことは覚えているが、申立人の厚生年金保険の加入状況及び同社における厚生年金保険の取扱いについては不明としている。

さらに、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番はなく、申立人に関する誤った資格の得喪届が申立期間に社会保険事務所に提出されたとは認められない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶がなく、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年11月2日から32年5月1日まで
② 昭和35年10月1日から36年1月5日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録がない旨の回答をもらった。申立期間①についてA社、申立期間②についてB社に勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の期間については、申立人は申立期間A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和32年5月1日であることから、申立期間は、適用事業所となっていない。そして、同社は、昭和54年3月31日に全喪しており、また、当時の事業主は死亡していることから、同社及び事業主から申立期間における申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時の上司や同僚等の名前を記憶しておらず、これらの者からも申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の保管しているA社に係る被保険者名簿から、申立期間①当時勤務したことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人についての記憶がない上、自分が厚生年金保険に加入していなかった期間は、保険料控除はなかったと供述している。

加えて、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除に

については、申立人に明確な記憶がなく、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

②の期間については、同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立期間の一部もB社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、B社は、全喪している上、当時の事業主はすでに死亡していることから、同社及び事業主から申立人に係る厚生年金保険の加入状況や厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

一方、申立期間当時同社に勤務していたことが確認できる同僚の厚生年金保険の記録を確認ところ、入社から4ヶ月程度経過後に厚生年金保険に加入している。また、当該同僚は、同社で厚生年金保険に加入していなかった期間は、自分の保険料控除はなかったと供述している。このことから、同社は申立期間当時、入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたと推認される。

さらに、申立人の申立時期に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年から 47 年まで

A社における厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について加入記録がない旨の回答をもらった。しかし、A社に勤務していたことは、社員旅行の写真もあり、また、厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社における社員旅行の写真及び同僚の証言から、期間は不明であるが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚2名に申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等を照会したところ、申立人についての記憶がないとの回答があった。

そこで、社会保険事務所の保管しているA社に係る被保険者名簿から申立期間当時同社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に対し、申立人の勤務の状況等について照会したところ、申立人が同社に在籍していたことは2名の従業員が記憶しているが、申立人の勤務していた部署は他の部署と違い、厚生年金保険の加入の取扱いが異なっており、加入していなかった人もいたと供述している。このことは、当該従業員が申立人と同じ部署に勤務していたとして名前をあげた従業員4人の中に社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿にその名前が無い者もあることから確認できる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情もない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 1 日から 55 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録がない旨の回答をもらった。A事業所には、昭和 48 年 9 月 1 日から勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言及びA事業所が保管している職員名簿により、申立人が、申立期間にA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人と同じA事業所の警備員であり、厚生年金保険の被保険者資格取得日（昭和 55 年 2 月 1 日）が同日である複数の同僚は、同事業所の警備員については、申立期間当時、就職後、一定期間厚生年金保険に加入しない取扱いがあったと供述しており、さらに、同僚 2 名は、警備員の場合には、厚生年金保険への加入を希望する者のみが加入し、保険料を控除されていたと述べている。

そして、証言が得られた申立人の同僚 9 名中、上述の同僚を含む 7 名については、その証言内容及び社会保険事務所の記録により、就職後 8 か月から 9 年 5 か月経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが認められる。

なお、上述の複数の同僚は、社会保険事務所の記録から、申立期間の一部の期間において国民年金に加入し、その保険料を 3 年以上納付していたことが認められる。

さらに、雇用保険の加入記録も社会保険庁の厚生年金保険の記録と一致する上、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月から 38 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社では、厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の親族の証言から、勤務していた時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、社会保険事務所には厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

そして、A社の事業主及びその妻はすでに死亡しているため、また、申立人は同僚等について姓を記憶しているだけで住所等も不明のため、これらの者から申立人の勤務の状況や同社の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人は記憶しているとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月から 39 年 11 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B営業所、同社C営業所及び同社D出張所に勤務した昭和34年6月から39年11月までの加入記録がないとの回答をもらった。同社に勤務したことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社D出張所に勤務した複数の従業員の証言から、同出張所に勤務していたことは推認される。また、申立人から提出のあった写真の写しにより、申立人は、時期及び営業所名は特定できないものの、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社B営業所及び同社C営業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、同社では、申立人の申立期間当時の勤務状況等について確認できる資料を保有していないこともあり、申立人に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除については不明としている。

また、申立人は、A社B営業所での上司1名の氏名を記憶していたが、当該上司は既に死亡しており、さらに、申立人は、同営業所の他の上司、同僚等及び同社C営業所での上司、同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人のこれらの営業所における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について、確認することができない。

一方、A社D出張所については、上記の複数の従業員は、申立人は、本店及び支店採用の正社員ではなく、現地で採用された現場職員であったと供述している。また、当時の同出張所の労務担当者は、現場職員については、E国民健康保険組合や雇用保険には加入させたものの、厚生年金保険には加入

させていなかったと供述している。

さらに、申立期間における、申立人の厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は、厚生年金保険料を控除されていたと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月ごろから29年ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間について加入記録が無いとの回答をもらった。入社日、退社日なども曖昧ながら、同社に勤務していたことは間違いのないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和23年9月1日であることから、申立期間のうち、同年4月から同年8月までは、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、事業主は、当時の資料が残っていないこと等から、申立人の勤務の状況等については、不明としている。さらに、申立人はA社での上司の氏名を記憶していたが、当該上司は既に死亡しており、申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したものの、申立人のことを記憶している従業員はおらず、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これをうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月14日から40年1月1日まで
昭和34年7月18日から41年1月31日までA社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。途中退社や再入社などは無いので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和35年9月14日に被保険者資格を喪失し、その後、40年1月1日に被保険者資格を再取得していることが確認できることから、申立人は被保険者資格を再取得するに当たって、社会保険事務所が管理する厚生年金番号払出簿から新たな厚生年金番号が付されており、同払出簿をみると、申立人へ厚生年金番号が払い出された40年1月12日には、A社に対して申立人のほか異なる4つの日付での資格取得者に対しても厚生年金番号が払い出されていることが確認できることから、同社が、申立人の資格再取得を40年1月1日付けで行う意思を有して手続が行われているものと認められる。なお、同払出簿の払出番号に欠番は無く、同払出簿の記載内容に不自然さはみられない。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿をみると、厚生年金番号払出簿で払い出された厚生年金番号が申立人に付されていることが確認できるとともに、同名簿の申立期間に係る厚生年金保険整理番号に欠番は無く、社会保険事務所における事務処理に不自然さはみられない。

加えて、申立期間当時の経理担当者は、他の社員と同様に申立人の給与か

ら厚生年金保険料を控除していたとしているが、申立期間は 52 か月と長期間であり、この間に毎年提出する標準報酬月額算定基礎届の記録は無く、また、同期間に 2 回行われている政府管掌健康保険証の更新の際にも気が付かなかったことは不自然であると考えることが相当であることから、事業主は何らかの事情により、申立期間について申立人を厚生年金保険の被保険者としなかったと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで
A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。
当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において社会保険事務を担当していたと供述しており、社員は雇用保険及び厚生年金保険に加入していたことを記憶していると主張している。

しかしながら、申立期間に係る申立人の雇用保険加入記録は無く、申立人は、自身の厚生年金保険料の控除の有無についても明確な記憶が無い。また、社会保険事務所の記録によると、申立ての期間及び事業所所在地において、A社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。このことについては、申立期間当時に、A社の関連会社であるB社が厚生年金保険の適用事業所となっており、両事業所は日常的に業務交流を行っていたところ、申立人はB社に係る社会保険事務を行っていた可能性が考えられるが、申立人は、A社とB社の別をはっきりと認識しておらず、事実は不明である。

さらに、申立期間当時のA社の事業主は既に死亡しており、また、B社の事業主は連絡先が不明であることから、申立内容に係る供述を得られない。

加えて、申立人が申立期間当時に勤務していたと記憶している同僚2名のうち、1名は既に死亡しており、また、1名は当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、申立内容を裏付ける供述を得ることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで
② 昭和 37 年 5 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで

高校卒業後に入社し、申立期間①に勤務していたA商店と、同商店退職後に入社し、申立期間②に勤務していたB製作所について、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の期間について、複数の同僚の供述から、申立人がA商店に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A商店は昭和 39 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立ての期間において同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A商店の事業主は、申立人の保険料控除については記憶が無いとしているが、申立期間当時、申立人の実家が同業者であり、申立人は同商店で^{でっち}丁稚奉公として働いていたと供述しており、正社員ではなかったことがうかがわれる。

さらに、A商店に勤務していた元同僚 1 名は、申立期間当時に同商店は個人商店のような営業形態で、厚生年金保険料の控除は行われていなかったと供述している。

②の期間については、申立人が勤務していたとするB製作所について、社会保険事務所の記録によると、申立人が申し立てている期間及び住所において、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B製作所と同区内に同名の事業所が厚生年金保険の適用事業所とし

て存在していることから、同事業所が申立ての事業所である可能性があったため、同事業所を調査したが、①事業主の氏名が、申立人の記憶する氏名とは異なっていること、②申立人の氏名及び申立人が記憶している同僚の氏名が同社の被保険者名簿に記載が無いこと、③同社の被保険者名簿を基に住所を把握できた被保険者3名に照会したが、申立人を記憶している者はいなかったこと等の理由により、同事業所は、申立人が主張している事業所ではなかった。

さらに、申立人は、B製作所の正社員は3名ないし4名程度だったと記憶していることから、同社は、申立期間当時に、厚生年金保険の強制適用事業所でなかったことがうかがわれる。

加えて、B製作所の事業主及び同僚の連絡先に係る情報を申立人は有していないことから、これらの者の住所等を把握し照会することができず、申立内容に係る供述を得ることができなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として①及び②の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 1 月 1 日から平成 4 年 5 月 1 日まで
② 平成 10 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 30 日まで

昭和 44 年 1 月から平成 4 年 4 月ごろまで勤めたA社と、平成 10 年 4 月から 13 年 3 月ごろまで勤めたB社について厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、①の期間の一部についてA社に勤務していたことが、また、②の期間の一部についてB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、①の期間に係るA社及び②の期間に係るB社は、申立ての期間及び事業所所在地において、厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、①の期間については、平成元年ごろから給与計算を行っていた事務担当者は、当該事務担当者が事務を行っていた当時にA社は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料を控除していなかったことを供述しているとともに、社会保険庁の記録から、同事業所の事業主は、①の期間のうち一部期間（昭和 46 年 7 月から 57 年 3 月まで）について国民年金保険料を納付していることが、さらに、同僚 1 名についても、同じく一部期間（平成元年 5 月から 2 年 3 月まで、3 年 4 月から 6 年 6 月まで）について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

一方、②の期間についても、B社の申立期間当時の役員は、当該事業所は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している。

さらに、①及び②の期間において、申立人に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月から22年1月1日まで

社会保険事務所の記録では、A社本店営業部における厚生年金保険加入記録が昭和22年1月1日からとなっているが、21年8月から正社員として勤務している。保険料納付を証明する資料は無いが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、人事記録を基に、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを回答しており、申立人の勤務実態は認められる。

しかしながら、申立人は、A社に入社後、約5か月を経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、申立人の夫ほか、照会し回答を得た同僚3名についても、昭和21年5月から同年12月までの間に入社しているが、厚生年金保険の資格取得日は22年1月1日となっている。また、社会保険事務所が管理する同社の事業所別被保険者名簿をみると、昭和22年1月1日付けで270名を超える者の資格取得が行われている。これらのことについて、同社は、戦中及び戦後における同社の社会保険事務の混乱を修復するために、22年1月1日に、同日までの間に入社している職員の被保険者資格を一斉に取得したことが考えられる旨供述しており、また、同日までの間の保険料控除については、賃金台帳等の証拠は残っていないが、保険料を控除していなかったと思われる旨供述している。

さらに、A社が保管する人事台帳には、申立人が昭和21年8月29日に、見習いとして採用されていることが記録されており、このことが、申立期間に申立人の被保険者資格が取得されていない理由であった可能性もある。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 6 月 3 日から 12 年 6 月 2 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和 63 年 9 月 21 日から平成 14 年 6 月 1 日まで継続して同社に勤務し、申立期間については、厚生年金保険料相当額を「減額金」という名称で給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書には、「減額金」の項目があり、合計金額が厚生年金保険と厚生年金基金の保険料相当額になっていることが確認できる。

しかしながら、A社における同僚は、「減額金」とは、事業主が平成 8 年ころから 10 年ころまでの 2 年間分の未納保険料を納付するために、当該同僚を含む従業員に対し説明会を開き、了承を受けたものであったと説明しており、その性質は申立期間に係る厚生年金保険料ではないと判断される。

なお、当該同僚は、「減額金」についてやむを得ず了承したと供述しているが、「減額金」の名称は給与明細書上に記載されており、結果的に同僚は 2 年間にわたって会社側の申し出どおりの処遇を受けていたことから、それに対する明確な承諾があったか否かにかかわらず、何らかの合意があったものと判断せざるを得ない。

また、社会保険庁の記録から、A社の申立人が勤務していた当時所属する課の職員全員が、申立人同様の時期に資格を喪失していることが確認できる。

このほか、厚生年金基金の加入記録及びB健康保険組合の加入記録も社会保険庁の記録と一致する上、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月ころから 42 年 1 月 21 日まで
② 昭和 42 年 2 月 28 日から 44 年 3 月ころまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B営業所に勤務していた昭和 40 年 12 月ころから 44 年 3 月ころまでの期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①及び②も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A社B営業所に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間①及び②について、A社では、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないことなどから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことを確認することができないとしている。

また、申立期間①及び②について、申立人は、当時のA社B営業所において同僚等の氏名を8名記憶しているところ、連絡のとれた3名の同僚のうち、1名の同僚は、入社時期は記憶にないが1年位在籍していたのではないかと思うとしており、残り2名の同僚は、申立人が同社に在籍していた記憶はあるものの、入社時期及び退職時期を覚えていないことから勤務していた期間については分からないとしている。

そこで、申立期間①及び②について、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険の被保険者名簿から申立期間①及び②当時に、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の勤務の実態や厚生年金保険

の加入状況等について照会したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

そして、申立人のA社B営業所における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の被保険者期間内の昭和42年2月21日から同年2月28日までとなっている。

加えて、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 25 日から 36 年 11 月 13 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間も勤務していたとしているが、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿では、申立人は、昭和 35 年 6 月 12 日に被保険者資格を取得し、資格取得日のわずか 13 日後の同月 25 日に資格を喪失している。

そして、A社は、平成 10 年 6 月に全喪しており、同社の事業主は死亡し、その他の役員も連絡先が不明であることから、同社及び事業主等から、申立人の勤務実態や厚生年金保険に係る社会保険事務所への資格の得喪の届出等について確認することができない。

一方、申立人は社会保険事務所の記録上、資格取得の 13 日後の昭和 35 年 6 月 25 日に資格を喪失しているが、この資格喪失を社会保険事務所が誤って記録したとすれば、申立期間は 17 か月あり、その間に事業主から社会保険事務所に申立人に係る標準報酬月額算定基礎届が 2 回提出されているはずであり、社会保険事務所は、この算定基礎届の処理の際に、同日を資格喪失日とした処理の誤りに気付くはずであることから、当該資格喪失処理については、事業主の届出に基づき行われており、その結果、社会保険事務所による昭和 35 年 6 月以降の申立人の厚生年金保険料の事業主に対する納入告知は行われ

ていないものと考えられる。

このため、事業主は、社会保険事務所から、申立人の昭和 35 年 6 月以降の厚生年金保険料の納入告知は行われなかったところ、A社の被保険者数は、申立期間当時 7 名と少なく、上記の標準報酬月額算定基礎届が 2 回あったことから、事業主は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた場合、この間に社会保険事務所からの通知と当該控除保険料とのチェック、突合等において、社会保険事務所の記録（昭和 35 年 6 月 25 日に資格を喪失していること）の誤りに気付くはずである。

また、事業主が、申立人の資格喪失届について、特段の理由もなく、資格取得日のわずか 13 日後の資格取得月と同月に、資格喪失届を社会保険事務所へ提出したとは考え難い。

なお、申立人から提出された、申立人が申立期間内の昭和 36 年の 2 月、4 月及び 5 月分の給与明細書と主張する資料は、年度及び事業所名の記載がなく、当該月に係る A 社の給与明細書と特定することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月ころから23年3月1日まで
② 昭和23年3月26日から同年8月8日まで
③ 昭和24年4月1日から同年8月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和22年4月ころから24年8月31日まで同社に継続して勤務していたので、申立期間①、②及び③も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間もA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和23年3月1日であることから、申立期間①については、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立期間①当時に同社に入社して、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したところ、連絡のとれた1名の従業員は、適用事業所になる前は、厚生年金保険料の控除がなかったとしている。

申立期間②については、申立人は、当該期間もA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立人は、昭和23年3月26日に被保険者資格を喪失し、その後23年8月8日に資格を再取得していることが確認できるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失

届や取得届が提出されないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行ったものと認められる。

また、A社は、昭和29年12月30日に全喪しており、同社の事業主は死亡しており、また、役員も連絡先が不明であり、そして、申立人が同社において記憶している2名の同僚等の所在も不明であり、これらの者から申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失届及び取得届を提出した理由並びに業務内容及び勤務形態の変化の有無等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に同社に入社して、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡のとれた1名の従業員は、申立人のことを記憶していないとしている。

申立期間③については、申立人は、当該期間もA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、上述のとおりA社は、既に全喪しており、事業主等から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、当時のA社において、申立人が姓を記憶している従業員2名及び同僚1名のうち、1名の従業員及び同僚1名は、同社に係る被保険者名簿から、氏名を確認できるが、その連絡先は不明であるため、当該従業員等から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができず、さらに、残りの1名の従業員は、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿に記録が無い。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に同社に入社して、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡のとれた1名の従業員は、申立人のことを記憶していないとしている。

これらに加えて、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月ころから26年4月ころまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和25年4月ころから26年4月ころまで同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和25年4月ころから26年4月ころまで勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間に適用事業所としての記録が無い。そして、同社の所在地を管理する法務局には同社の商業登記の記録もない。このため、申立期間当時の事業主等の連絡先が不明であり、事業主等から申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、当時のA社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 47 年 7 月から 53 年 9 月まで
②昭和 54 年 10 月から 61 年 10 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A事業所に勤務した昭和 47 年 7 月から 53 年 9 月までの期間及びB社に勤務した 54 年 10 月から 61 年 10 月までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれも当該期間に勤務したことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A事業所に勤務していたと申し立てている。しかし、申立人が勤務していたとするA事業所は、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、雇用保険の記録においても、当該事業所は都内において雇用保険適用事業所としての記録が無い。

さらに、申立人は、事業主、上司、同僚等の姓しか記憶しておらず、これらの者から、同事業所の状況のほか、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。しかし、申立人が勤務したとするB社は、社会保険事務所の記録によると、昭和 51 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、52 年 12 月 29 日に適用事業所ではなくなっていることから、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

加えて、申立期間②の当時、同社において社会保険に係る事務を行っていた事業主の妻に確認したところ、申立人を記憶しておらず、また、申立人が

同社に勤務していたことを確認できる資料等を保有していないことなどから、申立人の勤務の状況等について確認できないとしている。

そして、申立人が記憶している当時の上司や同僚等は連絡先が不明のため、これらの者から、同事業所の状況のほか、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

以上のことに加え、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月30日から29年2月1日まで
② 昭和29年8月27日から30年6月6日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和27年10月30日から30年6月6日までA社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和27年10月30日から30年6月6日までA社に勤務しており、申立期間①及び②についても同社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社では、申立人の申立期間①及び②当時の勤務状況等について確認できる資料を保有しておらず、申立人に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除までは分からないとしている。さらに、申立人が記憶している同僚等の名前が、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に無いので、当該被保険者名簿から、申立期間①及び②当時に同社に勤務していることが確認できる複数の従業員に確認したところ、申立人を知っている従業員はいたものの、当該従業員は、「申立人の入社及び退社時期に関する記憶は無い。」と供述している。

また、社会保険事務所の記録から、A社が、申立期間①の期間中に厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できず、昭和27年ごろに入社したとしている上述の従業員は、「自身が入社してからしばらくの間は、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。このことは、社会保険事務所の記録から、当該同僚が、申立人と同様、当該事業所が厚生年金保険の新規適用となった日(29年2月1日)と同日に、厚生年金保険の被保

険者となっていることから裏付けられる。

さらに、昭和 30 年 8 月まで勤務していたとする上述の従業員からは、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除に関する証言は得られなかったほか、社会保険事務所の記録では、当該従業員についても、申立期間②に係る期間は、厚生年金保険の被保険者とはなっていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 1 日から 61 年 5 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、昭和 60 年 7 月 1 日から 61 年 5 月 31 日までの期間のうち、6 か月から 10 か月ぐらいA社に勤務していたので、当該期間において厚生年金保険被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、当時の社員に確認した結果、期間は明確でないものの、申立人が同社に勤務していたとしている。

しかし、同社は、当時入退社する者が多いため、入社後一定期間正社員とすることを見合わせていたこと及び同社が保管している厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書を確認しても申立人に係る記録はないことから、申立人は正社員ではなかったと考えられ、また、その状況からして厚生年金保険料は控除していなかったと証言している。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。